

保育所入所申込のしおり

1. 保育所の役割

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないときに、保護者の方にかわって、その乳幼児を保育する児童福祉施設です。

したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるわけではありませんので、「保育所へ入所できる基準」をよくご覧になって申込みをして下さい。

2. 保育所へ入所できる基準（2号・3号認定）

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当する場合です。ただし、保護者以外の同居の親族が保育できる場合は除かれます。

- (1)(就 労) 児童の保護者が日常の家事以外の仕事をするのが通常なので、その児童の保育ができない場合。(月64時間以上の就労が必要です。)
- (2)(妊 娠・出 産) 母親の出産による産前8週間、産後8週間の属する月の末日。
- (3)(保護者の疾病等) 保護者の疾病(障がい)等により、その児童の保育ができない場合。
- (4)(病人の介護看護等) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護しているため、その児童の保育ができない場合。
- (5)(災 害 復 旧) 火災や風水害や地震などで、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- (6)(求 職 活 動) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合。
- (7)(就 学) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合。
- (8)(そ の 他) その他、村長が認める上記に類する状態にある場合。

3. 入所に必要な書類

◎支給認定申請書・利用申込書(児童1人につき1枚)

◎ 必要な添付書類 (児童1人につきそれぞれ提出、2人目以降コピー可)

① 住民票謄本(保護者が単身赴任で村外に在住の場合のみ)	※ 該当保護者のみ
② 所得課税証明書(平成29年度の村民税課税額がわかるもの) ※ 平成29年1月2日以降に今郷村に転入した方、保護者のどちらかが村外に在住している方のみ	※ 該当保護者のみ
③ 同意書	全 員
④ 雇用証明書(職場から、又自営業、農業などの方は民生委員からの証明)	入所基準の(1)の場合
⑤ 妊娠証明書(出産予定日のわかるもの)	入所基準の(2)の場合
⑥ 医師の診断書、障害者手帳	入所基準の(3)の場合
⑦ 医師の診断書等(介護・看護を必要としている方)、その状況等がわかる書類	入所基準の(4)の場合
⑧ 罹災証明書等	入所基準の(5)の場合
⑨ 求職活動申込書(ハローワークカード)等	入所基準の(6)の場合
⑩ 在学証明書、学生証(時間割等スケジュールがわかるもの)	入所基準の(7)の場合
⑪ 入所児童の健康診断書(病院へ行く際は「親子健康手帳」を持参してください)	※ 新入児童のみ

◎ その他の書類

☆ 母子父子家庭等の場合は児童扶養手当証書の写し

☆ 生活保護世帯の場合は、生活保護証明書(北部福祉事務所でもらってください)

☆ 祖父母と同居の方は、祖父母が保育できない旨の証明(雇用証明書、診断書等)

※毎年7月に当該年度の所得課税が算定されるため、保育料は9月分より当年度住民税課税額により算定されます。(4月～8月分は前年度分の住民税課税額、9月～3月分は当年度分の住民税課税額により算定)

4. 入所の決定及び通知

入所の決定は、今帰仁村保育所入所実施基準に基づき調査票等により、保育所入所実施会識において審査し、保育を必要とする程度の高い児童から優先に入所決定し、保護者あて通知します。

入所基準に合致していても、保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

5. 保育料について

保育料は同一生計を営む児童の扶養義務者の課税状況及び児童の年齢等により、それぞれに応じて個々に決定されます。

◎ 兄弟で入所の場合は軽減があります。(幼稚園児に兄弟がいる方の軽減あり)

☆ 2人以上入所の場合 ※(幼稚園児との兄弟、軽減の場合)

1人目は全額 (一人目は半額)

2人目は半額 (二人目以降は0円)

3人目は0円

◎ その他、母子父子世帯等(母子、父子、在宅障害者)についても軽減があります。

(くわしくは保育所担当にお問い合わせください。)

◎ 3歳児以上については、主食費として月500円加算されます。

◎ 保育料は、実際の利用の有無にかかわらず、保育所利用中は毎月納付していただきます。

6. 給食について

栄養士が作った献立に基づいて、年齢や栄養バランスを考慮した完全給食を行なっています。

7. 入所後は次の点にご注意ください。

① 両親が仕事を変わった、あるいは仕事をやめた等、入所時と家庭の事情が変わったときは、保育所か保育所事務担当へ連絡してください。

② 就労で入所した方は、就労実態の確認ができないときは、保育所へ入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除(退所)することとなります。また、入所申込書の記載内容と事実が異なる場合にも実施を解除する場合がありますのでご注意ください。

※ 就労時間が月120時間未満の場合、保育短時間利用となり8時間保育となります。(8～16時、8:30～16:30、9～17時)

③ 求職活動中で入所した方は、入所日から3ヶ月以内に就労証明書等、就労を証明する書類の提出がない場合は退所となります。

④ 保育料は毎月20日までに当該月分を納付することになっております。毎月20日(土・日・祝祭日等にあたる場合は、その翌日)に指定の口座から引き落としとなりますので、その前日までに入金してください。

※ 保育料を滞納した場合は自宅・勤務先への電話督促、訪問等を行うことがありますのでご了承ください。

※ 保育料未払いの場合、継続入所をお断りする場合があります。

⑤ 家庭の事情等により保育所を退所する場合、事前に「保育所退所届」を保育所事務担当課へ提出して下さい。

⑥ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間に配慮し、保育所生活が可能なお状態となつてからの登園をお願いします。